

平成31年3月29日付け30文科初第1797号「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」

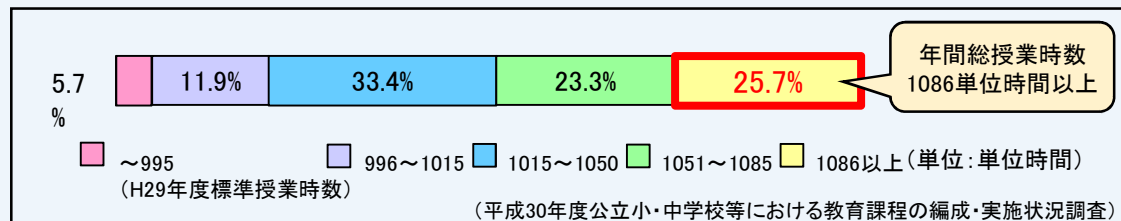
多くの公立小・中学校等が標準授業時数を超えて授業を実施(平成30年度公立・小中学校等における教育課程の編成・実施状況調査結果から)

年間総授業時数の全国平均値(平成29年度の実績)

小学校第5学年:1040.2単位時間(平成29年度の標準授業時数:980単位時間)*小学校の1単位時間は45分

中学校第1学年:1061.3単位時間(平成29年度の標準授業時数:1015単位時間)*中学校の1単位時間は50分

①小5の年間総授業時数(H30年度計画)1086単位時間以上(※):25.7%



(※)学校における働き方改革に関する答申において標準授業時数を大きく上回った授業時数と指摘された授業時数の例示

②新小学校学習指導要領の下で小3~6の標準授業時数が増加

(例)小5の標準授業時数

H20改訂 980単位時間

↓
H29改訂 1015単位時間

学校における働き方改革を進めるうえで、各教育委員会及び各学校において取り組むことが重要と考えられる方策の一つとして、授業時数の取扱い等の教育課程の編成・実施についても対応が必要

学校における働き方改革に関する答申及び平成31年3月18日付け事務次官通知における指摘
指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成・実施を行うべきではない。

今回の公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び働き方改革を踏まえて以下を通知

以下の点に留意

- 指導体制に見合った授業時数を設定
- 不測の事態(災害や流行性疾患)を過剰に意識した授業時数の確保は不要(従前から学習指導要領解説総則編において記載。改めて周知)
- 上記①②も踏まえ、学校における働き方改革に配慮した教育課程を編成・実施

その上で

＜学校＞ ※特に標準授業時数を大きく上回る場合

- 年間授業計画等を精査し、授業時数の見直しなどの措置

＜措置の具体例＞

- ・年度途中でも教育課程の実施状況を踏まえ必要があれば修正
- ・新学習指導要領の全面実施に合わせて学力の定着と働き方改革が両立するような年間授業計画を編成するため余裕をもって検討
- ・放課後の補充指導等の全員が参加する授業以外による方法の検討

＜設置者＞

- 学校における働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施に向け、各学校を指導
- 条件整備等を検討